

○松田町企業等雇用奨励金交付要綱

(平成 26 年 10 月 1 日告示第 59 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 34 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内に立地する企業等に対して奨励措置を講ずることにより、地域経済の活性化及び雇用創出を図り、定住促進に資するため、予算の範囲内において企業等雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 企業等 営利を目的として事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (2) 新規雇用従業員 企業等が新たに採用した従業員で引き続き 1 年以上雇用され、申請日前 6 月間以上松田町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(交付の要件)

第 3 条 企業等が奨励金の交付を受けることができる新規雇用従業員は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 雇用時に雇用保険法第 4 条第 3 項に規定する失業者にあつては、当該失業の期間が雇用の日において 3 箇月以下の者
 - (2) 雇用の日前 1 年間に於いて当該企業等に雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者として雇用されていたことがある者
- 2 奨励金の交付申請時において、奨励金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）に納期限の到来した国税、都道府県税及び町税の滞納がないものとする。
- 3 新規雇用従業員並びに同居している者に町税等及びこれに準ずる納付金等の滞納がないものとする。

(交付額)

第 4 条 奨励金の交付額は、新規雇用従業員を 3 人以上採用した当該企業等に対し、10 万円に当該新規雇用従業員の数に乗じて得た額を雇用奨励金として交付するものとする。ただし、当該奨励金の額が 50 万円を超えるときは、50 万円を上限とする。

(奨励金の交付申請)

第 5 条 申請者は、奨励金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 新規雇用従業員名簿、当該従業員を 1 年以上継続して雇用していることを証する書類並びに当該従業員が申請日前 6 月間以上継続して町内に住所を有していることを証する住民票等の書類

- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類
- (3) 企業等が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (4) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、新規雇用従業員 1 人に対し 1 回限りとする。

(交付申請の基準日及び期限)

第 6 条 奨励金の交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

- (1) 申請基準日は、雇用した日から起算して 1 年を経過した日とする。
- (2) 申請期限は、前号の基準日から 6 箇月以内とする。

(交付決定)

第 7 条 町長は、第 4 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書（第 2 号様式）をもって通知する。
なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、通知するものとする。

(交付請求)

第 8 条 前条の交付決定を受けた申請者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第 9 条 町長は、奨励金に関して、交付決定の内容及びこれに付した条件、若しくはその他法令並びにこれに基づく町長の指示又は命令に違反したときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金返還通知書（第 6 号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

(適用除外)

第 10 条 第 3 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の適用を受けることができないものとする。

- (1) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年松田町条例第 2 号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者
- (2) その他町長が不適切と認める者

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、新規雇用従業員については平成25年10月1日から雇用された者とする。

(松田町補助金等交付規則の適用)

- 2 この松田町企業等雇用奨励金の交付は、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）の規定を適用する。

附 則(平成28年4月1日告示第34号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3号様式、第5号様式及び第6号様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

不交付決定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

交付請求書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

交付決定取消通知書

[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

返還通知書

[別紙参照]